

# 旅券事務での住基ネットシステムの利用について

市町村課・国際課

## 1 現状及び経過

- ・平成14年12月の住民基本台帳法一部改正により、現在、32法律に関係する68事務において、都道府県が住基ネットシステム上の本人確認情報を利用することが可能となっている。
- ・長野県では、現在のところ県の事務における利用を行っていないが、一般旅券の発給事務における利用は、長野県を除く46都道府県で実施されているところであり、市町村等から県に対し早急に実施するよう要請がなされている。
- ・県の事務において住基ネットシステムを利用するに当たっては、第12回長野県本人確認情報保護審議会（平成16年2月29日開催）において、審議会の佐藤千明委員の協力を得ながら具体的なセキュリティ対策案を検討した上で、改めて審議会に諮ることとされた。
- ・これまでに佐藤千明委員と4回（3月5日、5月20日、7月9日、8月6日）の打合せを行い、具体的なセキュリティ対策案についてのアドバイスを受けている。

## 2 事業内容

旅券事務において、県が次のような方法で住基ネットシステムを利用することで、旅券の発給申請における住民票の添付を省略できるようにする。

- (1) 各地方事務所に住基ネットの端末機を1台ずつ（計10台）配備する。
- (2) 技術的に次の対策を講じるとともに、運用面の対策を併せて実施することで、本人確認情報の十全な保護を図る。
  - ・県住基システムサーバとパスポート業務端末との通信は、暗号化した通信経路を設けて行う。
  - ・業務端末をステルス化（決められたコンピュータ以外には応答しない）する。
  - ・業務端末において指紋認証等によるアクセス制御を行う。
  - ・業務端末運用支援ソフトによりソフトウェア資源の一元管理を図る。

## 3 事業効果

- (1) 旅券発給申請時等における住民の金銭的負担の軽減  
（住民から見た場合に、住民票取得費300円が不要となる。）
- (2) 住民票取得のための時間的・労力的負担の軽減による住民の利便性の向上  
（特に、旅券の更新手続きの場合、市町村役場に行く必要がなくなる。）  
費用対効果の試算は、別紙のとおり

## 4 セキュリティ対策

別紙（案）のとおり

## 5 今後のスケジュール

9月下旬	9月県議会へ関連補正予算案の提出
10月～12月中旬	機器導入
12月上旬～下旬	担当者への研修の実施 審議会委員の安全性確認
12月下旬	審議会開催（安全性確認結果の報告）
H17年1月	利用開始

旅券事務での住基ネットシステムの利用に係る費用対効果試算

行政側のメリット

1. 住民票の写しの提出不要に伴う窓口業務の削減（市町村）

人口区分	件数 (A)	区分人口 (B)	県人口 (C)	短縮時間 (D)	短縮時間計 (E)
10万人以上	40,000	790,650	2,202,733	5.25分	1,256.3時間
3万人以上 10万人未満		658,457		2.00分	398.6時間
1万人以上 3万人未満		429,788		2.67分	347.3時間
1万人未満		323,838		2.92分	286.2時間
合計					2,288.4時間

【計算式】  $(A) \times (B) / (C) \times (D) / 60 = \text{短縮時間計}$

人口は 15.3.31 現在の住基台帳人口、短縮時間は市町村ヒアによる平均値

$$2,288.4 \text{ 時間} \times 2,004 \text{ (市町村職員時給)} = 459 \text{ 万円} \quad (\text{ア})$$

2. 住民票の写しの提出不要に伴う手数料の減（市町村）

$$40,000 \text{ 件} \times 300 \text{ 円} = 1,200 \text{ 万円} \quad (\text{イ})$$

3. 住基ネットによる住所確認のための検索に要する時間の増（県パスポート窓口）

$$40,000 \text{ 件} \times 3 / 60 \text{ 分} \times 2,004 \text{ 円 (市町村職員時給を準用)} = 401 \text{ 万円} \quad (\text{ウ})$$

$$(\text{ア}) + (\text{イ}) + (\text{ウ}) = \boxed{1,142 \text{ 万円}} \quad (\quad)$$

住民側のメリット

- ・ 旅券申請件数のうち、更新は 7.8% (3,120 件) ... 戸籍抄本の添付は不要。
- ・ 住所地と本籍地が同一ではない者の割合を、人口 3 万人以上 5 割、人口 3 万人未満を 2 割と想定。... 住民票の写しが省略されれば住所地の役場に行く必要がなくなる。  
 $(40,000 - 3,120) \times \{ (790,650 + 658,457) \times 0.5 + (429,788 + 323,838) \times 0.2 \} / 2,202,733$   
 $= 14,655 \text{ 件}$

1. 住民票の写しの提出不要に伴う手続き時間の短縮

$$(3,120 + 14,655) \times 42 / 60 \text{ 分} \times 1,672 \text{ 円 (平均時給)} = 2,080 \text{ 万円} \quad (\text{エ})$$

2. 住民票の写しの提出不要に伴う交通費の節減

$$(3,120 + 14,655) \times 395 \text{ 円} = 702 \text{ 万円} \quad (\text{オ})$$

3. 住民票の写しの提出不要に伴う手数料の節減

40,000 件 × 300 円 = 1,200 万円

(カ)

(エ) + (オ) + (カ) = 3,982 万円 ( )

**行政側及び住民側のメリットの合計**

( ) + ( ) = 2,840 万円 (年間)

5 年間で 1 億 4,200 万円

(あ)

**旅券事務での住基ネット利用に係る県の経費**

5 年間で 2,700 万円

(い)

{ 導入経費 (初年度) 750 万円  
 端末機リース料 + 保守料 390 万円 × 5 年 = 1,950 万円

**メリット 経費**

(あ) - (い) 5 年間で 1 億 1,500 万円のプラス

(参考) 基礎数値

項目	数値	単位	備考
市町村職員 (一般行政職)	2,004	円	平成 15 年 4 月 1 日現在の平均月額給料を月間労働時間 (8h × 20日) で除したもの。各種手当を含まない。
平均時間給	1,672	円	平成 14 年度長野県賃金実態調査より、平均月間賃金額を平均月間総実労働時間で除したもの。 6 月分の給与であり、賞与は含まない。
窓口での手続時間	42	分	平成 13 年度電子自治体推進パイロット事業報告書 (総務省) 窓口までの往復及び申請・届出に要する時間を含む。
窓口までの往復交通費	395	円	平成 13 年度電子自治体推進パイロット事業報告書 (総務省)

(注) 今回の試算には、平成 16 年 2 月に試算した際に使用したデータと同じものを使用した。